

## 神戸地方裁判所委員会（第17回）議事概要

### 1. 日時

平成21年7月7日（火） 15:00～17:45

### 2. 場所

神戸地方裁判所第1会議室（5階）

### 3. 出席者

（委員）

守殿貞夫，外木場久雄，大同章成，竹本昌弘，田中昌利，田中素子，徳永恭子，  
中内仁，中西均，根岸哲，東尾龍一，平賀真理，前田順司（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

北野聖造，横田勝年，藤野浩行

（庶務）

曾根啓子，笹倉芳徳，吉田泰造，山田和弘，山田誠，太田幸枝，石川雅也

### 4. 議事（◎は委員長，○は委員の発言。●は裁判所からの説明）

#### 4.1. 委員の交替について（新任委員の紹介）

田中素子委員（平成21年4月1日付け），東尾龍一委員（平成21年5月14日付け）及び大同章成委員（平成21年7月1日付け）の紹介があった。

#### 4.2. 第16回神戸地方裁判所委員会以降に改善した点について

前回の委員会において，各委員からいただいた御意見に基づいて改善した点等を報告した。

#### 4.3. 調停制度について

(1) ビデオ上映（模擬調停手続）

(2) 調停制度等に関する説明等（神戸簡易裁判所横田勝年裁判官）

(3) 調停制度の広報活動及び調停事件の実情等の説明（兵庫県調停協会北野聖造会長及び当地方裁判所委員会平賀真理委員）

#### 4.3.1 調停手続等についての感想及び意見交換

- ◎ 先ほど、模擬調停手続のビデオを上映するとともに、調停制度等について御説明したが、これを踏まえて、本ビデオについての感想、調停制度を広く国民に周知し、同制度を利用していただくための方策等について、御意見を伺いたい。
- ビデオについては、映像化しにくいテーマであったと思うが、工夫し、分かりやすく作成されていたように思う。また、一般に、「裁判沙汰」や「新聞沙汰」という言葉があり、これら「沙汰」が付く言葉は、一般的に敷居が高く思われているようである。しかし、調停手続については、「調停沙汰」という言葉は使われていないことから、訴訟等に比べると、利用しやすい手続きであるように思う。
- 調停が成立すると、判決と同様の効果があるということだが、調停条項が履行されないことは、少なくないのか。
- 判決よりも、和解や調停による合意事項の方が、履行されているように思われる。
- ビデオでは、四つの手続についての説明が、少し物足りないように思われたが、現実には、もう少し、時間を掛けて説明するのか。
- 30分から1時間程度を掛けて、十分な御理解を得るよう、丁寧に御説明している。
- 調停の成立率は、どの程度か。
- 年間と通じてという基準で調査をした際には、神戸簡裁における成立率は、2割5分から3割程度であった。また、それ以外に、裁判所の行う調停に代わる決定が、2割程度あったため、合わせて5割程度は、調停当事者間での合意ができている。
- ◎ 調停手続は、簡易裁判所のみならず、地方裁判所である東京、大阪地裁にも調停部があり、医療や建築関係等の極めて難しい事件を処理している。また、いったん訴訟として係属した事件についても、調停手続が適当であるとして、調停に

付した事件もあり、私が東京地裁にいたころには、それらすべてを加えた場合の成立率は、七、八割であった。最近の経済情勢や権利意識の高まりによって、調停による合意ではなく、訴訟により白黒をつけて欲しい、ということからか、成立率は若干下がってはいるが、それでも6割は維持している。

- 調停手続を、個人ではなく企業が利用することはできるのか。
- ◎ 個人であると企業であるとは関係なく、どちらも利用できる。
- 企業には、顧問弁護士がいるので、何かのトラブルがあれば、弁護士に相談し、そのアドバイスに従うこととなるが、今まで、あまり調停になることがないので、一般的に調停手続についての認識がどのようなものかが、気になっていた。
- 裁判所の窓口では、その立場上、どの手続が一番有利かについてのアドバイスはできないが、それをできるのが、弁護士であり、調停と訴訟の特質を踏まえ、アドバイスをしている。
- 医療機関においては、当事者が、あまりに間違った選択をしそうな場合について、具体的なアドバイスをすることがあるが、裁判所ではどうか。
- 裁判所の窓口対応職員としては、「この手続が良い。」というような対応はできないが、当事者から、「この手続は向きませんね。」という話が出れば、そこまでお聞きした事案の内容や流れから、「そのような選択もあり得るのではないのでしょうか。」というような対応をすることはあり得ると思われる。
- 紛争の中で、どの手続を選択するのかについてのアドバイスは、弁護士が行うものであり、裁判所が行うことは難しい。ただ、本日の説明を受け、裁判所としても、かなりの努力をされていることに驚いた。反面、一般的に、調停手続についてのPRがされているという認識の少ないことが、残念であるが、実際のところ、どのように浸透させるかについても難しい面があるという気がした。
- 調停の成立率については、思ったより高かったことに驚いた。
- 簡易裁判所のパンフレットと民事調停のパンフレットが、二つに別れているが、これを一つにした方が、分かりやすいのではないかと思う。

- 消費生活センター等で、「一つの選択肢として調停がある。」というような PR をすることも必要ではないか。
- 消費者センター等の、相談者が多いと思われるところには、PR を行っているが、まだ、効果が出ていないのが現状であり、さらに強い広報活動が必要となっている。
- ◎ 調停に向かないというような紛争形態はなく、訴訟を起こせないものについても調停の申立てができるため、例えば、近隣間の紛争について何とかうまくいく方法を見つけるというような漠然とした内容についても、調停手続の中で解決方法を探せるというメリットがある。
- 今日、こちらに来る前に、神戸新聞のデータベースから、「調停制度」というキーワードで検索したところ、14年間程で45件しかヒットしなかった。その内容は、広報イベントや相談窓口の記事であるところ、調停制度が非公開手続だからか、なかなか、記事にもなりにくく、マスコミとしても扱い辛いものとなっている。しかし、本日の説明を聴き、こんなトラブルや事案でも、調停手続が利用できるということを、一般の方に周知できれば、利用される方も増えるように思う。
- ◎ では、次に、現時点でも、専門家調停委員は、かなり揃ってはいるが、アジャスターという交通事故による物損関係の修理等を見積もる専門家や機械、化学関係の専門家等は少なく、このような専門家を調停委員とするため、どこに働きかけをすれば良いなどのアイデア等があれば、御意見を伺いたい。
- 建築士であるならば、兵庫県では、社団法人兵庫県建築士事務所協会に推薦の申入れをいただければ、バランスの良い建築士の紹介ができると思う。
- 専門的知識を有する調停委員の確保という件について一つ紹介すると、60歳を超えた方で、まだまだ優秀な技能、技術、知識を持たれ、第2の仕事生きがいとしたいという方が多くおられる。このような方々を「新現役」という呼び方をしており、経済産業省の肝入りで、各商工会議所が「新現役チャレンジ制度」

と銘打って、人材を必要とする企業へ斡旋するという制度を実施している。このような方々が、調停委員として活躍されるのも、良いのではないか。

#### 4.4. 次回の議題

- ◎ 裁判員裁判の実施状況等を踏まえた裁判員制度の在り方等について、裁判所で、しかるべき議題を選ばせていただきたいと考えるが、御了承いただきたい。

(了承)

#### 4.5. 次回期日

- ◎ 追って調整する。